

高島藩の「下山畑」と焼畑について

米家 泰作

1. はじめに

諏訪市湖南地区の南眞志野には、南に隣接する山村集落・後山（うしろやま）の 400 年以上前の土地利用を示す史料が伝わる。約 300 筆の「下山畑」を記載した天正 18 年（1590）の太閤検地帳「眞志野村外山畠帳」（以下、「山畠帳」とする）である¹。かねてより筆者は近世の検地と焼畑に関心があり、太閤検地の「山畑」地目に含まれた焼畑的な性格を検討する立場から、当史料に触れたことがある（以下、「前稿」とする）²。今回、幸いにも諏訪市に滞在する機会が得られたので、高島藩の検地における「下山畑」と焼畑との関わりについて検討するとともに、上記の「山畠帳」について若干の分析を行いたい。

2. 「下山畑」地目の性格

（1）高島藩の検地と「下山畑」

近世の諏訪郡の検地は、徳川氏の分国であった天正 18 年（1590）、伊奈忠勝によって行われ、同年に入部した日根野氏の高島藩が検地事業を継承したとされる³。日根野氏の検地のうち、「眞志野村外山畠帳」のほか、北大塩村（現茅野市）の検地帳にも「下山畑」が含まれており、当初からこれが検地地目の一つであったことが判る。前稿で述べたように、中世から継承された「山畑」地目を検地対象として包摂しようとする太閤検地の方針が、当地域にも及んだものと考えられる。また慶長 6 年（1601）に高島藩主となった諏訪氏も繰り返し検地を行い、特に 17 世紀半ばには総検地が実施された。諏訪氏の検地では田畑の地目が細分化されたが、標準的な石盛（1 反あたりの石高）は日根野氏のそれを継承し、畑であれば上畑 10 斗、中畑 8 斗、下畑 7 斗、下山畑 6 斗であった。

このように近世を通じて高島藩で用いられた「下山畑」地目であるが、それが具体的にどのような状態の畑地を指しているのか、明快に説明する史料が残されているわけではない。また近代以降の当地域においては本格的な焼畑慣行が伝承されていたわけではなく、歴史学的にも、民俗学的にも、焼畑が研究上の焦点になったことはない。そこで小稿では、「山畠帳」の分析を行う前に、様々な傍証を手がかりとして「下山畑」の性格を検討しておきたい。

（2）「下山畑」の焼畑的側面

まず、高島藩に属する村落の地目を網羅した史料から、「下山畑」の地域的な分布を概観する。図 1 は文化 12 年（1815）「村々高・免・家軒・人別・里数付帳」に記載された高島藩 139 村のうち⁴、「下山畑」地目がある村落の分布を示したものである。これに依れば、

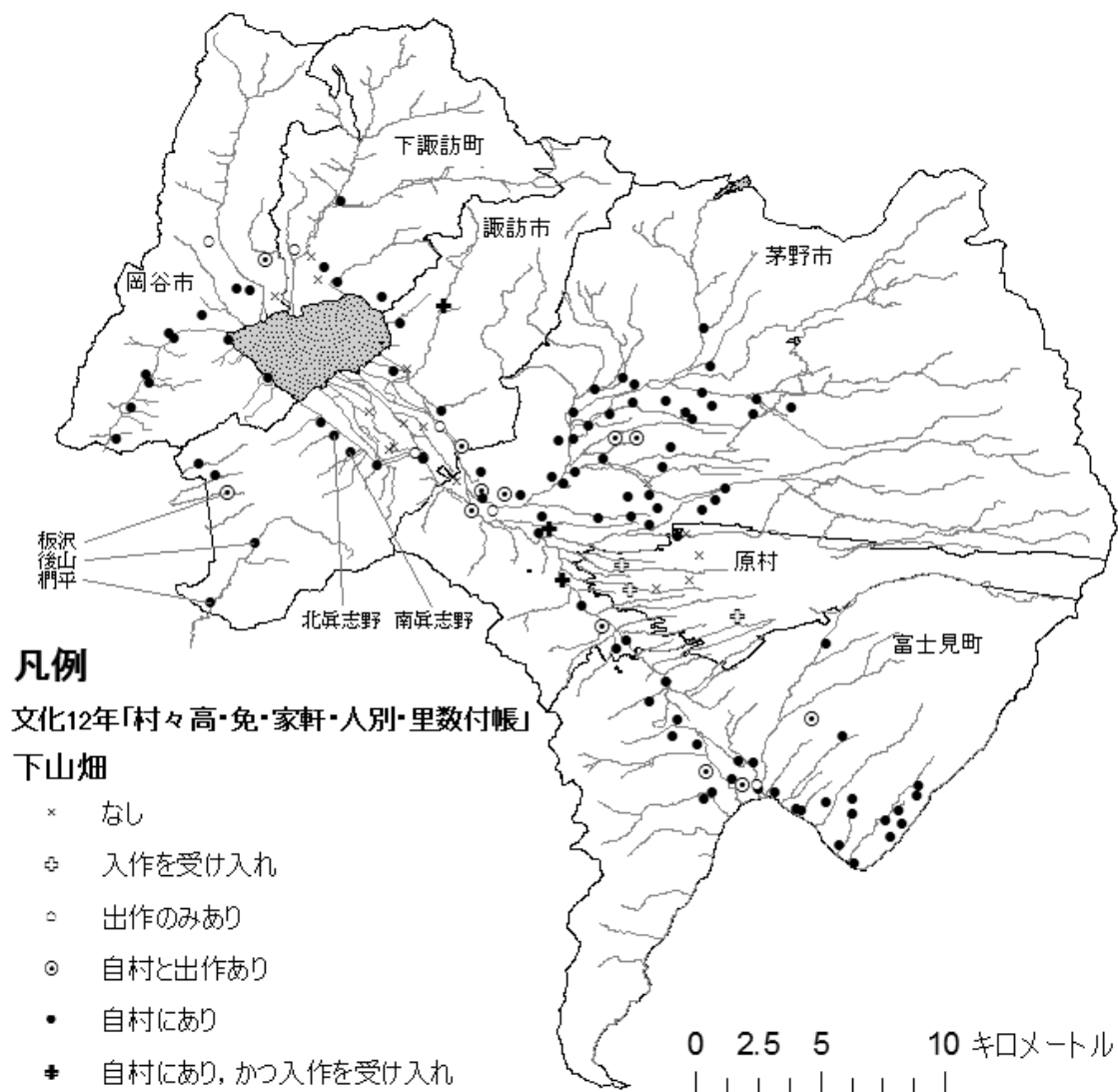


図1 「下山畑」をもつ高島藩の村落（1815年）

行政界・河川・湖沼は国土交通省「国土数値情報」(<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)による。

「下山畑」がない村落は17村に過ぎず、大多数の村落で「下山畑」が検地されていた。その多くは、自村の畑地として検地されたものであったが、上記史料には具体的な他村名や地名を付して別立てで「下山畑」を記した例があり、他村への出作として営まれた例や、あるいは自村においても既存の耕地とは別途に出作として開発された例があったことが知られる。このように、近世の諏訪郡において「下山畑」は決して珍しい存在であったわけではなく、山地や台地に囲まれた当地域では広く営まれていた畑作形態であり、自村から離れた場所であっても実施される傾向が強かったといえる。

では、「下山畑」とは、どのような性格の畑地であったのだろうか。幾つかの判断材料を検討してみよう。高島藩の検地関連史料の多くでは、ハタケの国字としては「畑」と「畠」

が混用されている。ただし寛文 7 年（1667）の「笹原新田検地野帳」では（笹原新田は現茅野市）、『長野県史』に収録された部分をみる限り、「下山畑」と「中畠」・「下畠」とで国字が明確に違い分けられている⁵。近世初頭まで、普通の常畠を示す「畠」と、焼畑を示す「畑」を違い分ける習慣があったとの指摘を踏まえるならば⁶、この例は焼畑的なハタケとして「下山畑」が捉えられたことを示唆している。また、火を用いた畑作が行われた事実を示す史料として注目されるのが、宝暦 8 年（1758）に武居村（現下諏訪町）の条右衛門らが、下之原村の「つるもゝ沢」で「焼蒔」を行ったものの、検地されて課税負担を増やしたことを謝罪する証文である⁷。この史料は、隣村に赴いて植生を焼き、次いで種を蒔いたことを示しているわけであり、まさに焼畑の出作として解釈される。

このような「焼蒔」の対象となる場所が、森林というよりは草原や灌木林であった可能性についても触れておきたい。近世の諏訪郡、特に霧ヶ峰や八ヶ岳山麓においては、人為的な焼却（野焼き）によって形成された草原（草野）や灌木林（芝間）が広がっていたからである⁸。こういった草原や灌木林には、しばしば畑地が散在していた。例えば享保元年（1716）、湯川村（現茅野市）の金兵衛は林・草地を売却するにあたり、そこに「芝間切畑」が含まれていることを付言している⁹。ここでいう「切畑」は、西日本での用例のように焼畑と同義語だとは必ずしも考えられないが、少なくとも灌木地を伐採して設けた畑地だと受け取れる。また宝暦 2 年（1752）、槻木新田（現茅野市）ほかの入会草場では、「新切并切次、畑直」を一切行わないことを申し合わせた¹⁰。草原を伐採して畑地とする営みが実際に行われていたことが、この申し合わせの背景だと考えられる。文化 8 年（1811）には、木戸口新田（現富士見町）の源助が「草野」を売り渡すにあたり、該当の土地が面積と石高をもつ「下山畑」であることを明記している¹¹。この例は、かつて「下山畑」地目として検地された土地が、実際には草原となっていたことを示している。以上の史料は、当地域の草原や灌木地がしばしば畑地へと転換したこと、またその逆もあったことを物語っている。

草原・灌木地のなかに一時的に畑地が作られるという慣行があったとすれば、その検地上の扱いはやっかいなものとなる。ある年に畑が開かれたとしても、翌年には草原に戻っているかもしれないからである。そのため、高島藩の地方書『地方秘録』（19 世紀初頭）に、検地に際して村役人に求めるべきこととして、

一、切替有之畑者切代之分畝部積り帳面ニ記可差出

とする。また関連して郡奉行への談として、

一、切代等有之畑者地面吟味之上古来通ニ可申付哉、一統御高検地可致哉、

とする項目がある¹²。浅川は「切代」の意味が判然としないとするが¹³、前者の「切替有之畑」とは切替畑のように年によって移動し、作付と放置が転換する状態をいうものである。それゆえ、「切代」とはその年に切り開いた面積を指し、前者の項目はその面積を記録すべきことを、また後者の項目は「切代」のみを記録すべきか、あるいは潜在的に畑の対

象となる土地全体（「一統」）を記録すべきか、という問題を示すものと解釈される。こういった事柄が地方書に記されていることは、年によって移動する一時的な畑作が、藩の農政においても認識されていたことをよく示している。当地方書では、このような畑地が何の地目に該当するのかは触れられていないが、草原や灌木地に一時的に開かれた「下山畑」であれば、まさに適用の対象になったと考えられる。

以上より、高島藩における「下山畑」には、草原や灌木地に開かれた一時的な畑地が含まれていた可能性が小さくないこと、そしてそれが「焼蒔」によって行われたのであれば焼畑にほかならないことを、小稿では指摘しておきたい。しかしながら、そのような焼畑的な農法は、近代以降の慣行としては明確に伝承されていない。その理由を示唆していると思われるのが、先に触れた宝暦 2 年（1752）に入会草場で「新切并切次、畑直」を一切行わないとした申し合わせである。畑地を開くことは、たとえ一時的であったとしても採草地を減少させることになる。採草地の減少によって、主たる水田や常畠の草肥や飼料の採取に悪影響が出れば、農地を増やすという目的から見れば本末転倒であろう。ここからは、新田開発に伴う農地や馬飼育の増加が、遅くとも近世中期以降、草原や灌木地の一時的な畑作を圧迫し、やがて農法としては完全に衰退していったと可能性が考えられるのである。その意味で、次章で採りあげる「眞志野村外山畠帳」は、衰退する前の山畑出作の状況を良く反映しているものと期待される。

3. 後山・板沢における近世初頭の山畑出作

天正 18 年（1590）の「眞志野村外山畠帳」は、諏訪市の南部、すなわち後に北眞志野村から分村する板沢新田（慶安 3 年（1650）成立）、南眞志野村から分村する後山新田（慶安 4 年（1651）成立）、同じく櫛平新田（寛文 12 年（1672）成立）、ならびに上伊那郡の一部（現箕輪町）の範囲に広がる畑地を検地したものであることが、すでに指摘されている¹⁴。ただし『諏訪市史』は、「山畠帳」の畑地は、金山の採掘のために一時的に耕地が開かれたもので、廃鉱とともに荒廃したと解釈している。これに対して小稿では、改めて小地名に留意して「山畠帳」を検討することで、焼畑的な山畑出作が展開する山域として該当の地域を捉えなおしたい。

表 1 は、「山畠帳」の全地筆に添えられた小地名に着目し、小地名ごとに「下山畑」の面積や名請人の肩書きを整理したものである。また、位置が比定できた小地名（表 1 中の太字番号）については図 2 に示した。これによれば、「山畠帳」の対象地域は、後山地区、末広地区、板沢地区、中沢地区の順に整理される。このうち金鉱に直接関わるのは、番号 15 「おうほんま」に「かな山衆」の屋敷 5 軒が登録された末広地区であり、名請人に肩書きされた出身地の注記にも「かな山」が集中している。番号 13 「すえひろ」から番号 16 「こなら大明神」までを末広地区と見れば、ここには 2 町前後の「下山畑」があつとみられ、屋敷と畑地を伴う金鉱集落が成立していたことが判る。

表1 「真志野村外山畠帳」(1590年)の概要

小地名	筆数	面積		*** 名請人に肩書きされた出身地										位置比定
		畝	歩	まし の	北	南	さか い	のや け	あし さわ	清水	かな 山	辻	その他	
1 一のわたと	12	86	18	** 5										藩:一ノ渡度
2 しやふう沢	1	7	5											
3 ほとほら	5	32	8		1								1	籍:ホドホラ
4 ニのわたと	12	36	3		4	3								藩:二ノ渡度
5 中のたいら	9	34	12		3	1	1							明:中々, 地:中々平
6 ぼてい	5	13	6			2		1					1	地:小ボテイ
7 ふつくてん	16	114	8		3				2					明:仏古田, 地:仏公伝
8 かミの木	6	26	8		4	1								地:神ノ木
9 大助	14	91	9		1				1	1				藩:大助平, 地:大助
10 ほうすみ	1	12	0		1									
11 とろ木	11	43	25		7	1							1	
12 大さくら口	44	245	27		4									明:笹倉, 地:大笹倉
13 すへひろ	10	43	16								2			末広新田
14 かりや	17	63	8	2							2			
15 おうほんま	4	* 38	6								* 3			**** 大本間
16 こなら大明神	3	93	12								2			
17 とちのくい	5	16	17				1							
18 見やうぞう	3	6	0				1							明:明星平, 明星峠
19 おにくぼ	3	7	7											藩:鬼久保
20 上こい道	3	6	8				1							藩:こい道口, 明:越道
21 下こい道	1	0	28											
22 いたさわ	4	11	0				1							板沢新田
23 七まかりのしたはら口	1	2	3											元:七曲り, 籍:七曲
24 うつかくほ	1	4	27											
25 ひかけてのさわ	4	12	16						1				1	
26 あしたうら	3	22	21						1				1	
27 てうしくほ	5	12	8										1	
28 ひなたでの沢	10	32	18						1					元:日向出ノ沢
29 まかりくほ	26	85	15				1		5	1			1	1
30 祢の神	18	56	12						1				1	
31 たいはらくほ	10	53	11						1					
32 かつらくほ	3	14	1										1	
33 山の神畠	3	21	8					1						明:山神
34 やけすほ	8	44	21											
35 山伏口の平	2	21	8											
36 北入	10	92	14										1	明:北入
37 中沢	6	33	11					1						明:中ノ沢
38 石はし	3	11	12										1	明:石橋
総計	302	1550	17	2	33	8	6	3	13	2	9	5	7	

図2に位置比定できた小地名の番号は太字で示した。小地名の位置比定に際しは次の資料を参照した。藩:享保18年(1733)の村絵図(『諏訪藩主手元絵図』, 諏訪史談会, 1985年)。元:宝永元年「真志野山元禄山論絵図」(『諏訪市史 中巻近世』, 注3, 422頁)。明:明治初期の村絵図(滝澤主税編『明治初期長野県町村絵図大鑑IV南信篇』, 郷土出版社, 1985年)。籍:明治中期の地籍図(長野地方方法務局諏訪支局にて閲覧)。

*「かな山衆」の屋敷(「家かす五つ」)1筆25畝を含む。**「北まし」とする1筆を含む。***「被官」, 「先達」を除く。****「大赤ちつこ」と中山之入口大本間(『諏訪史蹟要項』17巻, 71頁)との記事より推測。「大あかじつこ」は『諏訪藩主手元絵図』に記載がある。

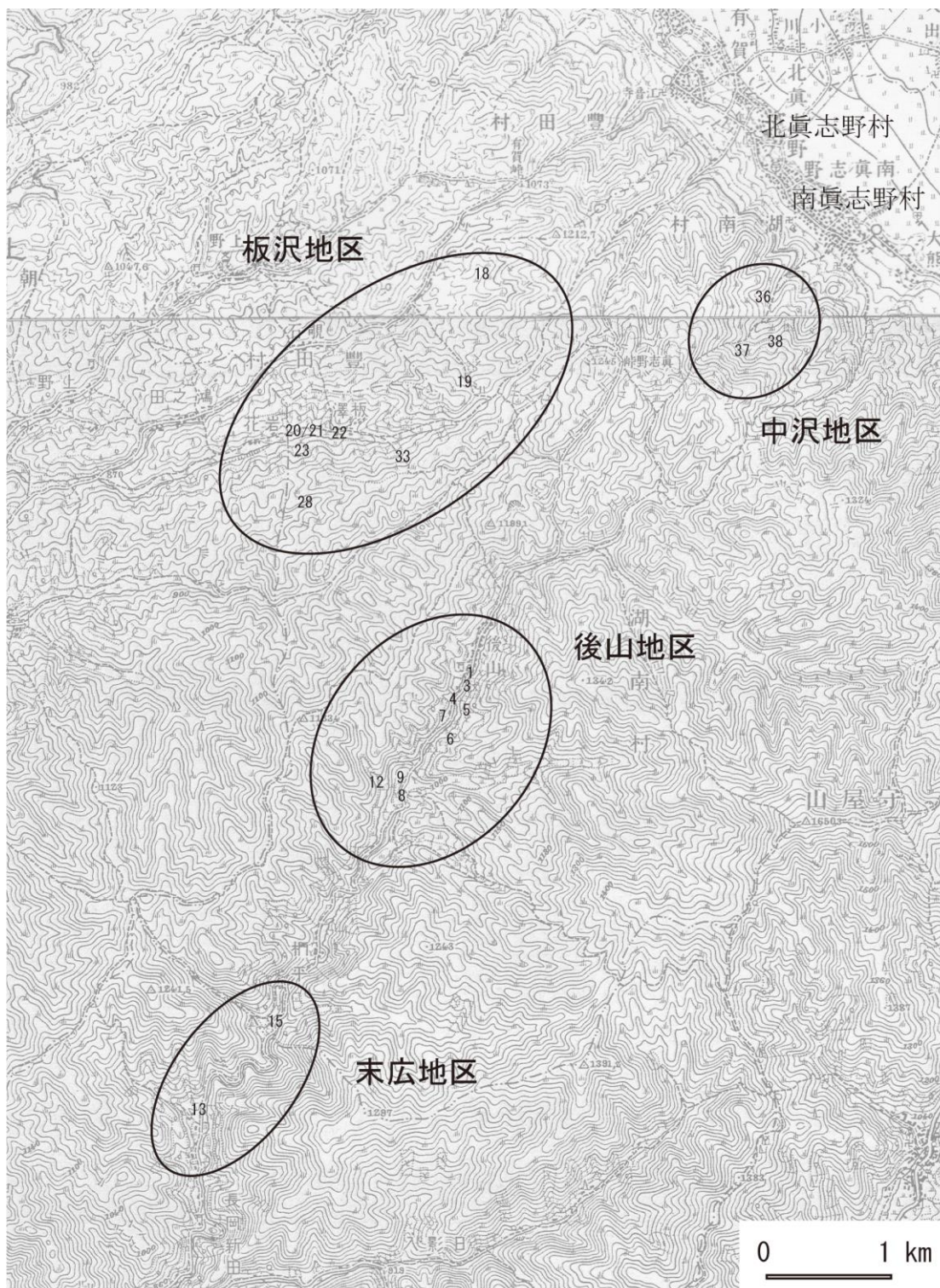


図2 後山とその周辺における「下山畑」の分布（1590年）

番号（小地名）は表1と共通。ペースマップは5万分1地形図「諏訪」、「高遠」（1910年測図）

一方、他の3地区は末広地区からはある程度離れており、屋敷の登録もなく、必ずしも金山と直接結びつけて理解する必要はないように思われる。特に、畑地面積が最もまとま

っている後山地区では、特に番号7「ふつくてん」(1.14町)や番号12「大さゝくら口」(2.46町)に「下山畑」が集中していた。名請人に肩書きされた出身地の注記は、北眞志野村・南眞志野村を示すと思われる「北」と「南」が多く、両眞志野村から耕作者が通う出作地という性格が強かったとみられる。板沢地区や中沢地区においては、畑地面積が1町を越える小地名は無いものの、比較的、畑地がまとまっている。このうち、板沢地区の名請人の肩書きには「あしさわ」や「辻」が目立つ。これがどこを指すものか筆者には判断できないが、後山地区とは異なる集団が畑を開いていたことを反映しているのであろう。

以上の整理によれば、「山畠帳」の一部には金鉾集落が含まれるものの、登録された「下山畑」の多くは、両眞志野村やそれ以外の村落からの出作畑が当山域に広く展開していたことを示しており、後に新田集落として制度的に分立する基礎がこのような形で築かれていたと解釈することができる。これらの「下山畑」が永続的な畑地でなかったことは、宝永元年(1704)に決着した山論とその関連史料から¹⁵、若干窺うことができる。それによれば、当山域は諏訪郡・上伊那郡の17村が関わる広大な入会地であり、各村より作られた「古畑」が散在していた。例えば、眞志野村は「日陰出沢」(表1中、番号25)に「古畑」が、上伊那郡側からは沢底村が「城之越七曲」(同じく番号23に関連か)に、同様に長岡村は「しとふ」に「古畑」がある旨、検地帳に記録があると主張したものの、いずれも現地の見分で「芝間」(灌木地)であることが確認されている。また、梶平に伝わる関連史料に、「しとぶ」の「古畑」を小河内村(現上伊那郡箕輪町)の者が「ふみあらし迷惑仕候」と訴えるものがある¹⁶。こういった「古畑」の多くは、検地でいったんは登録されたものの、その後放置された土地であろう。これらの畑地は、広大な入会地に関係各村より出作が為された名残であり、芝や薪の採取ばかりでなく、畑作を一時的に実施できる空間として、この山域は重要な意味を持っていたように考えられる。

前章で触れたように、近世中期以降、草原や灌木地で営まれる一時的な畑は、肥料や飼料の採取に押され、やがて農法としては完全に衰退していった可能性が考えられる。後山集落やその周辺においても、近代以降、焼畑的な畑作が存在していたような伝承は見あたらない¹⁷。図2のベースマップとした20世紀初頭の地形図によれば、当山域の植生はほとんど樹木のない草山となっており、点在する桑畑を除けば、採草地としての役割に特化していたことが窺われる。明治7年(1874)の板沢村絵図には、ちょうど図2中の番号19「おにくぼ」や28「ひなたての沢」に当たる植生の乏しい斜面に、「切開畑」が散在している状況が描かれている¹⁸。この時期まで新しい畑が山の斜面に開かれる状況が残っていたのだとすれば、それは近代には桑畑へと転換していった可能性も考えられよう。

4. おわりに

以上、小稿では高島藩の検地における「下山畑」地目に着目し、その性格について若干の検討を行った。その結果、近世の当地域では、草原や灌木地に一時的に営まれる出作的

な畑作がみられたこと、それは時に「焼蒔」を伴う焼畑的な側面を備えていたこと、そしてそのような畑地が「下山畑」として検地された可能性が高いこと、などが見いだされた。ただし、このような山畑出作という山野利用のあり方は、遅くとも近世中期以降、草原や灌木地が採草地としての機能に特化するとともに、衰退していった可能性が高いように考えられる。以上のような想定に立てば、天正 18 年（1590）の「眞志野村外山畠帳」は、出作山畑が盛んであった時代の状況を記録したものとして捉えることができよう。ただし、以上の小稿の推測は限られた史料に基づく仮説にすぎない。後山集落だけでなく、他の村落の「下山畑」についても具体的な検証が重ねられるならば、より着実な議論が可能となるだろう。後考を待ち望みたい。

地籍図の閲覧にあたり長野地方法務局諏訪支局よりいただいたご配慮にお礼申し上げます。

- 1 信濃史料刊行会編『信濃史料』17 巻、1961 年、194-202 頁。
- 2 拙稿「太閤検地における山畑と焼畑について」愛知県立大学文学部論集 51（日本文化学科篇 5）、2003 年、37-38 頁。
- 3 以下、諏訪藩の検地の概要については、諏訪市史編纂委員会編『諏訪市史 中巻』諏訪市、1988 年、255-306 頁。浅川清栄「高島藩の検地仕法」信濃 30-11・12、1978 年。同「続高島藩の検地仕法」信濃 33-11、1981 年。
- 4 長野県編『長野県史近世史料編 第三巻南信地方』長野県史刊行会、1975 年、111-131 頁。ただし下山畑があるものの廃村などにより所在が不明確な村落（中込新田、川久保新田、白井手新田、東堀ほか入会地）、記載が欠落している村落（尾口）、筑摩郡の飛地 11 村については除外した。
- 5 前掲 4）『長野県史近世史料編 第三巻南信地方』、305-307 頁。
- 6 伊藤寿和「平安・鎌倉時代の「山畑（焼畑）」に関する歴史地理学的研究」日本女子大学紀要文学部 45、1996 年。同「古代・中世の「山畠」に関する歴史地理学的研究」史艸 42、2001 年。
- 7 前掲 4）『長野県史近世史料編 第三巻南信地方』、595 頁。
- 8 湯本貴和・須賀 丈編『信州の草原—その歴史を探る』ほおずき書籍、2011 年、23-46 頁。
- 9 前掲 4）『長野県史近世史料編 第三巻南信地方』、715 頁。
- 10 前掲 4）『長野県史近世史料編 第三巻南信地方』、315-316 頁。
- 11 前掲 4）『長野県史近世史料編 第三巻南信地方』、336 頁。
- 12 前掲 3）『諏訪市史 中巻』、1182-1201 頁。引用箇所は、1182 頁、1183 頁。
- 13 前掲 3）、浅川「高島藩の検地仕法（一）」、888 頁。
- 14 前掲 3）、『諏訪市史 中巻』、143-148 頁、255 頁。
- 15 前掲 3）、『諏訪市史 中巻』、418-424 頁。諏訪史談会編『諏訪史蹟要項 17 諏訪史湖南篇』、郷土出版社、1996 年、58-77 頁。
- 16 前掲 15）、『諏訪史蹟要項 17』、71 頁。
- 17 小林茂樹『諏訪の風土と生活』、自家出版、1977 年。
- 18 滝澤主税編『明治初期長野県町村絵地図大鑑Ⅳ南信篇』、郷土出版社、1985 年、127 頁。